

**山口県の若手薬剤師確保・育成の
取組について
(県奨学金返還補助制度の創設)**

令和5年4月27日 山口県薬務課

令和5年度新規事業

◆地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業

○事業全体像

薬剤師確保支援体制を構築

- 薬剤師確保検討チームの設置
- 薬剤師の確保に向けた調査・検討
- 山口県における薬剤師の派遣・斡旋の手法や課題への対応整理

① マッチング・交流を支援

- マッチング・交流プラットフォームの整備
- 相談支援体制（薬剤師就職支援センター）の整備
- 大学のカリキュラムと連携し、薬学生と薬剤師の関係づくりを促進

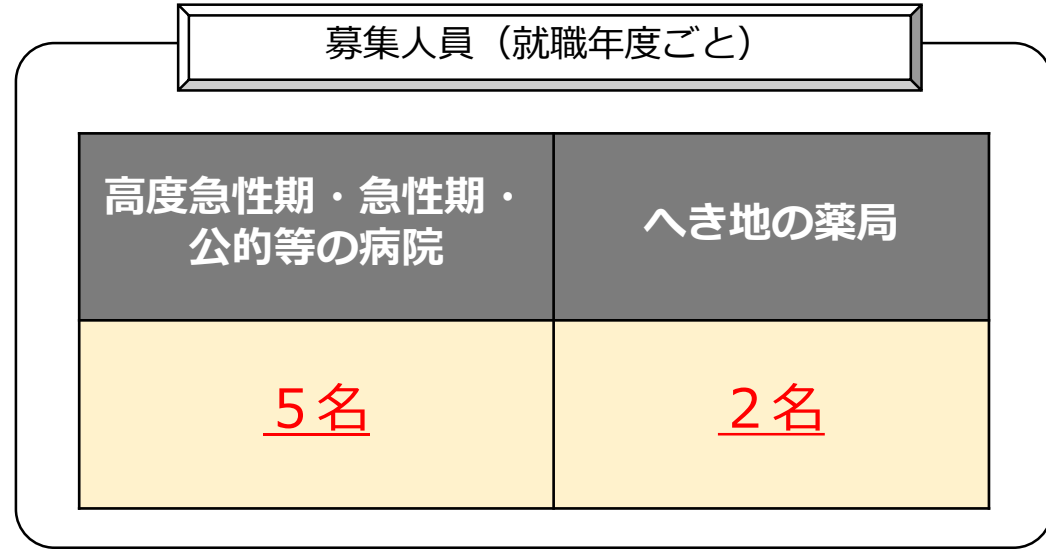
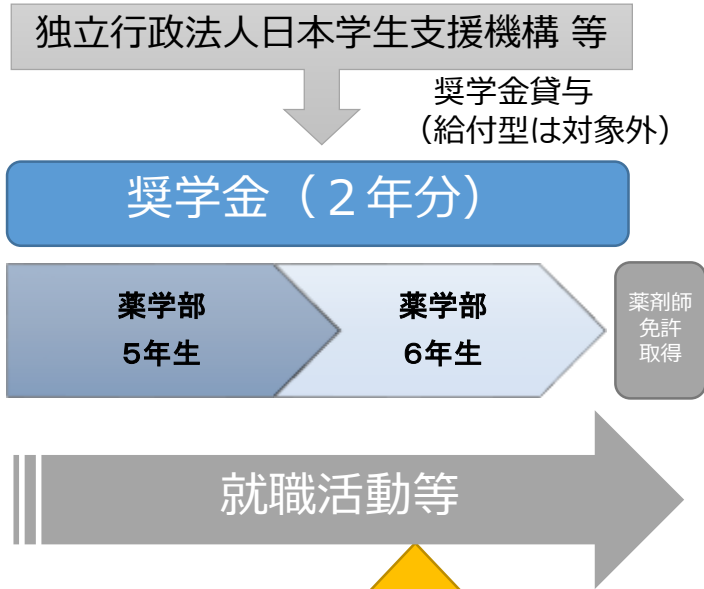
② 経済面を支援

- 急性期等の病院及びへき地薬局に
就職する薬学生の奨学金返還を補助

③ スキルアップを支援

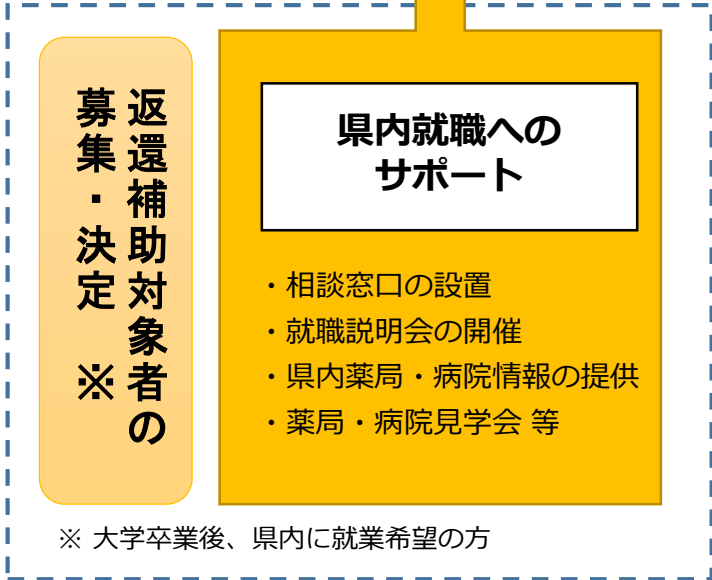
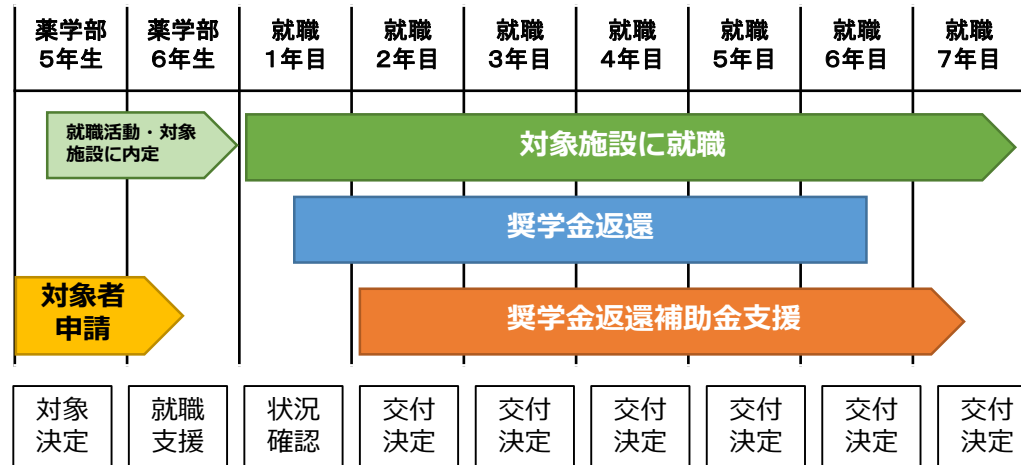
- 県共通の人材育成プログラムの作成・展開（初期研修）
- 在宅や情報連携に関する研修の実施
- 大学と連携した復職希望者への研修の実施検討

山口県奨学金返還補助制度全体イメージ図



県内就業5年間で
最大2年分の奨学金を補助

【補助金交付イメージ】





薬局就職者向け奨学金返還補助制度概要

へき地の薬局に就職を希望する薬学部生5年生及び6年生

募集対象者

〔対象施設の主な要件〕

- ・へき地に所在すること
- ・補助金額 **1／2の出捐** (最大72万円) に同意すること

募集人員

薬局 **2**名 (R6就職予定者)、**2**名 (R7就職予定者)

補助内容

最大 **144**万円 (補助対象期間5年間) * 年額28.8万円、最長5年間
対象施設へ就職した場合、薬学部5～6年生の2年間の奨学金返還分

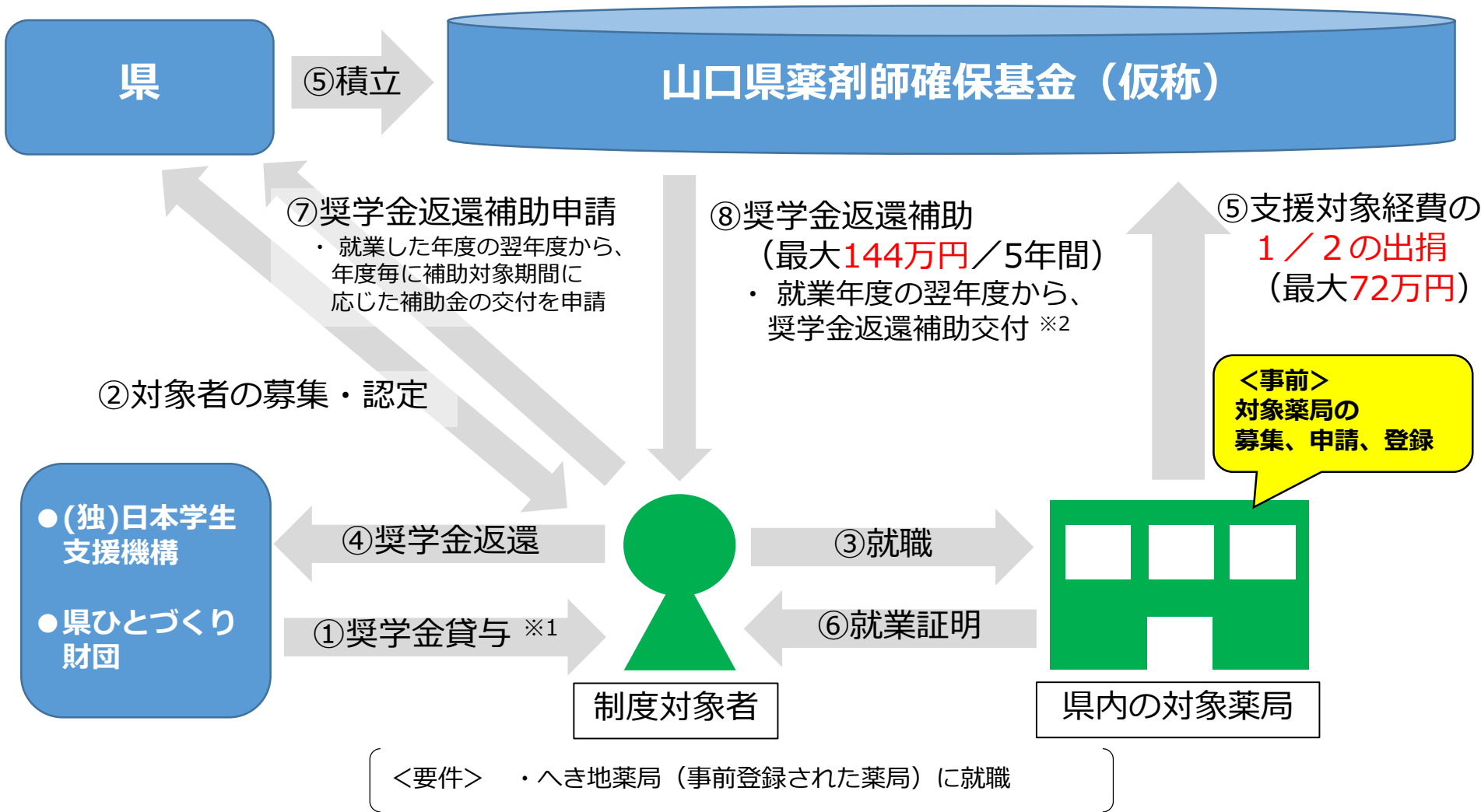
対象奨学金

日本学生支援機構奨学金、ひとづくり財団奨学金 等

募集開始

令和5年4月以降を予定

薬局向け奨学金返還補助制度スキーム図



※1 薬学部5～6年生の2年間に受けた奨学金貸与相当分が補助対象

※2 5年間(60ヶ月間)就業により、対象となる奨学金の返還額が全て交付

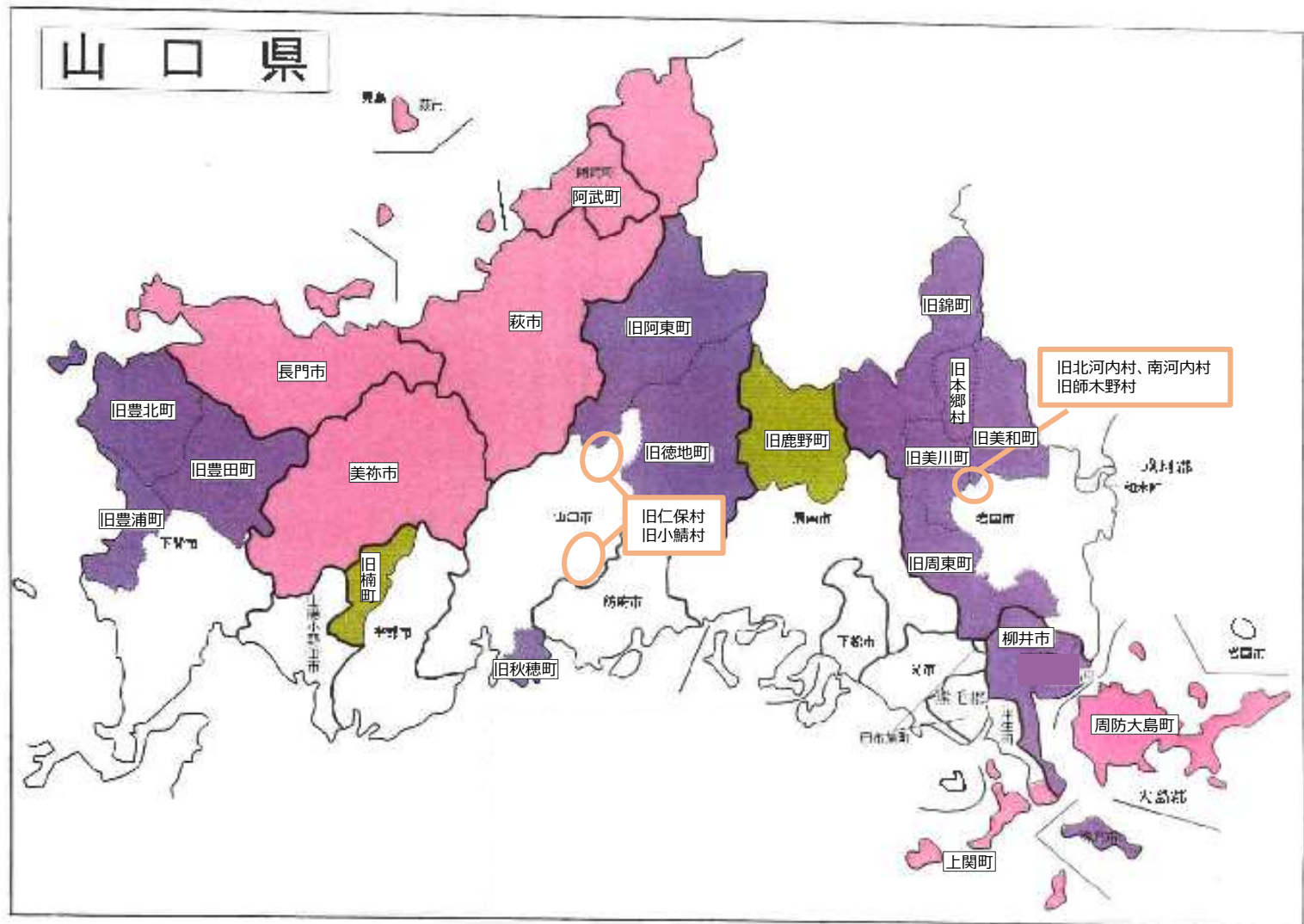
へき地の薬局について

へき地・・・次のいずれかの区域又は地域で開設している県内の薬局

- ① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条で過疎地域として規定された区域
- ② 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条で離島振興対策実施地域として指定された地域
- ③ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条で振興山村として指定された区域

医療圏	対象地域
岩国	岩国市（旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町、旧本郷村、旧北河内村、旧南河内村、旧師木野村）
柳井	柳井市（全域）、周防大島町（全域）、上関町（全域）
周南	周南市（旧鹿野町）
山口・防府	山口市（旧秋穂町、旧阿東町、旧徳地町、旧小鯖村）
宇部・小野田	宇部市（旧楠町）、美祢市（全域）
下関	下関市（旧豊浦町、旧豊田町、旧豊北町）
長門	長門市（全域）
萩	萩市（全域）、阿武町（全域）

へき地薬局の対象となる地域



- ■ ■ 過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）で規定する過疎地域
- 山村振興法で指定された区域
- その他離島

対象薬局の要件

要件

(1)	対象者を採用した場合、要綱第13条に掲げる補助対象経費の1 / 2に相当する額を県が設置する基金へ出捐することを確約すること。
(2)	対象施設の開設者は、以下のすべてを満たす者であること。 ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。 イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。 ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。 エ 山口県税の全税目について滞納がないこと。
(3)	次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。 ア 暴力団 イ 暴力団員であると認められる者 ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
(4)	この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

対象者及び対象薬局の手続き

● 令和6年度に就業する場合（薬学部6年生）

	令和5年度(6年生)		令和6年度		令和7年度～令和11年度 ※⑫は令和7年度のみ ※令和11年度は実績報告・請求のみ		
	4月以降	6～9月頃		～7月	8月	4月	5月
県	①対象施設募集 ③登録	④対象者募集 ⑥決定			⑪交付決定		⑮支払・交付決定
対象者		⑤認定申請 通知	⑧内定先連絡	⑩交付申請	通知	⑭交付申請・実績報告・請求※	通知
対象薬局	②申込 通知		⑦内定	⑨在職証明書発行		⑫出捐 ⑬在職証明書発行	
	認定期間			交付対象期間			

- **認定期間**・・・対象者の認定を受けてから就職するまでの間。

現在の6年生の場合、最長で令和7年6月まで。

- **交付対象期間**・・・就職後、交付対象となる期間で最長5年間。

ただし、産休・育休等で奨学金返還が猶予された場合は、延長可能

対象者及び対象薬局の手続き

● 令和7年度に就業する場合（薬学部5年生）

	令和5年度（5年生） ※応募が募集定員に達しない場合は、 翌年度5～9月に6年生を二次募集		令和6年度 （6年生）	令和7年度	令和8年度～令和12年度 ※⑫は令和8年度のみ ※令和12年度は実績報告・請求のみ		
	4月以降	10～3月頃		～7月	8月	4月	5月
県	①対象施設募集 ③登録	④対象者募集 ⑥決定			⑪交付決定		⑮支払・ 交付決定
対象者		⑤認定申請 通知	⑧内定先 連絡 <small>就業</small>	⑩交付申請	通知	⑭交付申請・実績報告・ 請求※	通知
対象薬局	②申込 通知		⑦内定 <small>採用</small>	⑨在職証明書発行		⑫出捐 ⑬在職証明書発行	
	認定期間			交付対象期間			

- **認定期間**・・・対象者の認定を受けてから就職するまでの間。

現在の5年生の場合、最長で令和8年6月まで。

- **交付対象期間**・・・就職後、交付対象となる期間で最長5年間。

ただし、産休・育休等で奨学金返還が猶予された場合は、延長可能

対象施設の登録申込の手続きについて

●募集期間

令和5年4月17日（月）～5月26日（金）

*以降は随時募集

●提出書類

- ・対象施設申込書（交付要綱様式第1号）
- ・誓約書（交付要領様式第1号）

※山口県薬務課ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/206001.html>)

●提出方法

電子メール、FAX又は郵送

●お問い合わせ・書類提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部薬務課薬事班

Tel 083-933-3020 Fax 083-933-3029

メール a15400@pref.yamaguchi.lg.jp



山口県ホームページ

Q & A

Q 毎年度、登録申込をする必要がありますか。

- 一度、対象施設の登録を受けた場合、再度申し込む必要はありません。
- ただし、登録事項の変更や登録を辞退される場合は、速やかに県に届出をお願いします。

Q 登録した場合、必ず採用募集をしなければならないのでしょうか。

- 対象施設に登録した場合であっても、必ずしも当該年度に募集を行う必要はありません。
- 対象者から問い合わせがあったとき、募集状況を伝えてください。

Q 登録はいつまでに申し込めば良いですか？

- 随時申込は可能です。

Q 県外にある事業者も対象施設になることはできますか？

- 法人所在地が県外にあっても、県内で病院や薬局を開設していれば対象施設になることができます。

Q 採用が内定後の薬学生に、本事業の申請を提出させても良いのでしょうか？

- 提出は可能です。学年ごとに募集時期がありますので、注意して提出させてください。
なお、募集人数より申請者数が多い場合は抽選となりますので、ご注意ください。

Q & A

Q 対象者の就業後、何か事業者が行わなければならないことはありますか？

- 対象者に対して、就業後、毎年在職証明書を発行願います。
- また、対象企業の登録内容の変更等がありましたら、ご連絡ください。

Q 採用した対象者を県外勤務とした場合、補助金は交付されますか？

- 県外勤務となった場合は、対象者の補助金の交付は打ち切りになります。

Q 対象薬局での雇用形態はパートや嘱託職員でも対象になりますか？

- 対象になりません。正規職員のみが対象となります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別に御相談ください。

Q 申込書等に押印は必要ですか？

- 押印は不要です。

Q 既に自院に研修プログラムがあるのですが、県で策定するプログラムを実施する必要がありますか？

- プログラムについては、県が策定するプログラムと同等の内容と県が認めた場合、自院の研修プログラムを使用して構いません。

Q & A

Q 登録したが、対象者の採用に至らなかった場合も出捐しなければならないのですか？

- 採用に至らなかった場合（対象者から内定辞退を受けた場合も含む）、出捐する必要はありません。

Q 出捐金の分割払いはできますか？

- できません。対象者を薬剤師として正規雇用した年度の次年度4月30日までに一括してお支払いをお願いします。

Q 出捐金はいつまでに支払う必要がありますか？

- 県が発行する納入通知書を送付しますので、対象者を薬剤師として正規雇用した年度の次年度の4月30日までにお支払い願います。

Q 助成対象者を複数名採用した場合、出捐金はどうなりますか？

- 採用1人につき、その助成対象者の対象経費の1/2を基金へ出捐いただきます。

Q 採用した対象者が退職した場合、出捐金はどうなりますか？

- 対象者が離職した場合は、対象者の認定は取り消され、返還補助は打ち切りになります。出捐金の返還は原則として行いませんが、要綱第8条の但し書きにより、出捐金の全部又は一部を対象施設に返還します。

Q & A

Q 薬局独自の奨学金返還補助制度があるのですが、併用できますか？

- 併用することは可能です。
- ただし、薬学部5年生及び6年生のときに受けていた額のうち、補助金が重複している部分を減額します。
- (例) 5～6年生のときに受けていた奨学金の返還総額が300万円で、薬局独自の補助制度で180万円を補助した場合、県からの補助額は満額の144万円から減額し、
 $300万円 - 180万円 = 120万円$ となります。